

塩谷町
介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表

平成29年4月版(改訂版)

塩谷町では平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始します。平成29年4月以降に塩谷町の要支援者及びサービス事業対象者(基本チェックリストにより該当となった者)へ提供したサービスに係る事業費の請求は、総合事業のサービスコードを使用します。
総合事業は、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

塩谷町内事業者が他区市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供した場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、塩谷町外の事業者が塩谷町の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供した場合は、塩谷町のサービスコードを使用します。

＜訪問型サービス＞

- 1 訪問型サービス(みなし指定)サービスコード表 (種別コード:A1)
平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (種別コード:A2)
平成27年4月1日以降に新規開設し、町の指定を受けた事業者等が使用します。

＜通所型サービス＞

- 3 通所型サービス(みなし指定)サービスコード表 (種別コード:A5)
平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- 4 通所型サービス(独自)サービスコード表 (種別コード:A6)
平成27年4月1日以降に新規開設し、町の指定を受けた事業者等が使用します。

塩谷町 訪問型サービス(従来型・みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24
A1	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49
A1	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3,704
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

塩谷町 訪問型サービス費(従来型・平成27年4月1日以降指定)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位		1,168
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割			38
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		34
A2	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位		2,335
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割			77
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		69
A2	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位		3,704
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割			122
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		110
A2	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

塩谷町 通所型サービス（従来型・みなし）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A5	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A5	1122	通所型サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算I1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A5	5007	通所型複数サービス実施加算I2		(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算I3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算II		(2) 選択的サービス複数実施	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	1月につき	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算I11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算I12			事業対象者・要支援2	144単位	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算I21		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算I22			事業対象者・要支援2	96単位	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算II1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算II2			事業対象者・要支援2	48単位	48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算I	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の59/1000 加算				
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算II		(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の43/1000 加算				
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算III		(3) 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の23/1000 加算				
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の90%加算				
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算V		(4) 介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の80%加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

塩谷町 通所型サービス（従来型・平成27年4月1日以降指定）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
A6	1112	通所型サービス1日割			54単位			54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき		
A6	1122	通所型サービス2日割			111単位			111	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき		
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240	1月につき		
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376			
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752			
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100			
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225			
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150			
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150			
A6	5006	通所型複数サービス実施加算I1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算I2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算I3		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	栄養改善及び口腔機能向上			480単位加算	480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算II			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120	120	1月につき	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算I11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72		
A6	6108	通所型サービス提供体制加算I12			事業対象者・要支援2	144単位	144		
A6	6101	通所型サービス提供体制加算I21		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48		
A6	6102	通所型サービス提供体制加算I22			事業対象者・要支援2	96単位	96		
A6	6103	通所型サービス提供体制加算II1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位	24		
A6	6104	通所型サービス提供体制加算II2			事業対象者・要支援2	48単位	48		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算I		リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の59/1000 加算				
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算II			(2) 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の43/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算III			(3) 介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の23/1000 加算				
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算IV			(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90%加算				
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算V	(4) 介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80%加算						

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			

塩谷町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

AF介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	要支援1・2	430単位加算	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能型連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位加算	300	

介護予防ケアマネジメント（事業対象者）

サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位
介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	事業対象者		430単位加算	430	1月につき
介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算			300単位加算	300	
介護予防ケア小規模多機能型連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算			300単位加算	300	